

証券コード 8303
平成21年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
株 式 会 社 新 生 銀 行
取締役代表執行役社長 八 城 政 基

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当行第9期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付いただくか、または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記「議決権の行使等についてのご案内」をご高覧のうえ、いずれかの方法により、平成21年6月22日（月曜日）午後5時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <http://www.shinseibank.com>）に掲載させていただきます。

当日ご出席いただけない株主様が後日株主総会の状況をご覧いただけますよう、当行ウェブサイトにて第9期定時株主総会の状況を一定期間公開する予定です。なお、出席されます株主様の映像は公開いたしません。

記

1. 日 時 平成21年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
新生銀行 本店1階 新生ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第9期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役11名選任の件

以 上

「議決権の行使等についてのご案内」

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

(2) 株主総会参考書類および計算書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類に記載すべき事項並びに計算書類、連結計算書類及び事業報告の内容とすべき事項について、招集通知を発出した日から株主総会の前日までに修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ウェブサイト (<http://www.shinseibank.com>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(3) 書面及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(4) インターネットにより議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(5) 電磁的方法により招集通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書面等を請求される場合の取扱い

電磁的方法により招集通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書面等を請求された場合は、書面にて交付することとします。また、その際は、後記58頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」に記載しております住友信託銀行株式会社 証券代行部までご請求ください。

(6) 機関投資家向け議決権行使プラットフォームの取扱い

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しては、後記58頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

(提供書面)

第9期 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過および成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当行グループは、平成21年3月31日現在、当行、子会社225社（うち株式会社アプラス、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル株式会社等の連結される子会社および子法人等126社、非連結の子会社および子法人等99社）および関連法人等30社（持分法適用会社。日盛金融控股股份有限公司等）で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業にかかわる位置付けは次のとおりであります。

(銀行業務)

当行の本店のほか国内支店、一部の子会社および子法人等ならびに一部の関連法人等（持分法適用会社）において、預金業務、債券業務、貸出および債務保証業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務、証券化業務、クレジットトレーディング業務、ノンリコースファイナンス業務、M&A業務、企業再生業務、コンシューマーファイナンス業務およびコマースファイナンス業務などを行っております。

(証券業務)

国内子会社の新生証券株式会社において、証券化業務、債券引受販売業務などを行っております。

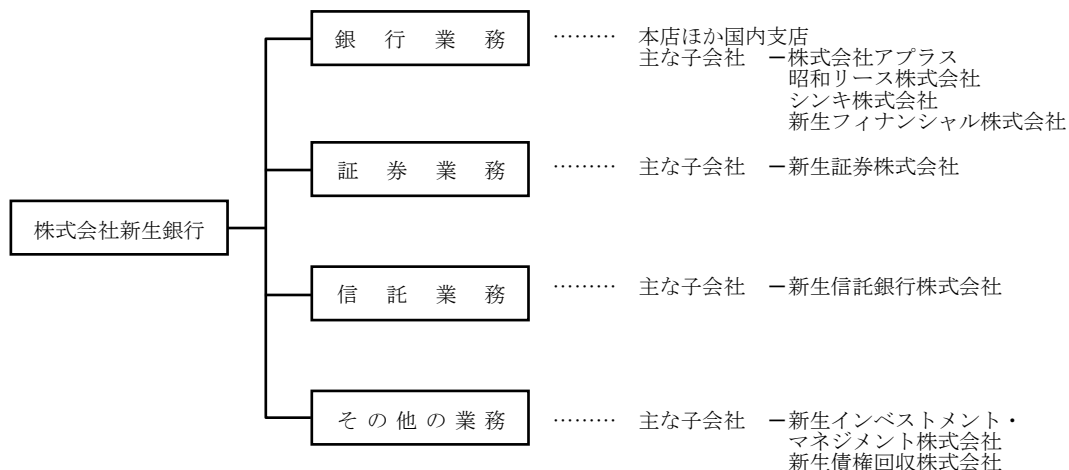
(信託業務)

国内子会社の新生信託銀行株式会社において、金銭債権信託業務、有価証券信託業務、特定金外信託業務などを行っております。

(その他の業務)

国内子会社の新生インベストメント・マネジメント株式会社において、投資信託委託業務、投資顧問業務などを、同じく、国内子会社の新生債権回収株式会社において債権の管理回収業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注記) 旧GEコンシューマー・ファイナンス株式会社は、平成21年4月1日付けで新生フィナンシャル株式会社に商号変更しております。

【金融経済環境】

当事業年度は、米国証券大手であるベアー・スターンズが平成20年3月に救済されたことなどを受け、サブプライムローンによる損失処理も峠を越えたとして、いったんは株式市場も落ち着きを取り戻しましたが、景気の早期回復期待や投機的な資金の流入などから商品市場が急騰しました。原油価格は平成20年7月には1バレル=140ドルを超え、市民の生活にも影響を与える一方で、インフレ懸念から長期金利も急上昇し、代表的な銘柄である10年国債は平成20年4月からの3ヵ月間で0.5%以上の大きな上昇となりました。

しかし、金融機関の業績回復が予想より遅れることが伝わる中で、夏場以降、金融機関の投資資金回収の動きが強まり、市場の流動性は急速に縮小しました。平成20年9月には米国証券大手のリーマン・ブラザーズが破たんしたことによって、日本も含め全世界で金融市場

が従来機能を果たせなくなり、「100年に一度」と言われる金融不安が起きました。

さらには、不動産価格の下落が顕在化し、消費生活にも大きな変化が現れました。米国のみならず日本でも年明けより自動車の販売台数が大きく落ち込むなどし、また、秋以降急速に円高が進んだ結果、輸出企業が打撃を受けるなど、金融だけでなく全業種にわたって景況感の悪化は深刻なものとなりました。

このような経済危機状況に対して、主要国の中央銀行は一致して、金利引き下げと金融支援を過去最大の規模で行ってきました。日本銀行でも、平成20年10月以降政策金利を2回にわたって引き下げて0.1%とするほか、金融機関保有株式の買い取り、社債の買い取りといった積極的な政策を行い、信用収縮に歯止めを掛けようとしています。

【企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果】

当行は、平成20年6月に、従来コンシューマーアンドコマースファイナンス業務としていた分野のうち、リース業務を中心とするコマースファイナンス業務を従来の法人向け銀行業務と統合し、法人・商品部門に、そしてコンシューマーファイナンス業務を従来のリテールバンキング業務と統合し、新たに個人部門とする、お客さまの視点に立った組織改編を行い、従来にも増して、より効率よく、迅速に、グループ全体で法人および個人のお客さまに、幅広い金融商品・サービスを提供するための取り組みを行ってまいりました。

（法人・商品部門）

法人向け銀行業務とリース業務を統合した法人・商品部門では、大企業から中堅企業を中心とした事業法人、金融法人、公共法人のお客さまに対し、伝統的な法人向け金融商品・サービスに加え、お客さまを担当するリレーションシップ・マネージャー（営業担当）と金融商品・サービスの専門家（商品担当）が協働しながら、革新性や機動性を活かした付加価値の高い金融商品・サービス・ソリューションのご提供に取り組んでおります。平成20年6月には、事業法人、金融法人、公共法人に分かれていた各顧客本部を、法人営業本部として統合し、従来の顧客分類にとらわれることなく、より広い視野に立ち、お客さまに対する適切な金融商品・サービス提供力を一層強化する取り組みを実施いたしました。

当事業年度は、米国・欧州における市場環境の悪化や、国内景気の悪化により事業環境は大きな影響を受けました。特に海外投資を含む証券化、海外向け貸出、キャピタルマーケットの分野は大変厳しい状況となりましたが、業績低迷の要因となった自己勘定による投資を含む海外投融資については、早期の収益力回復へ向け、積極的に縮小させるべく、当事業年度において適切な損失処理を実施してまいりました。あわせて、経営資源をより国内事業に配分し、お客さまの声に今まで以上に注意深く耳を傾け、適切にリスク管理を行いながら、

お客さまのニーズに応える商品・サービスを提供する、という基本に立ち返った業務運営を行う体制を構築してまいりました。

法人向け銀行業務の中心のひとつである貸出については、収益性、資産の質に留意しながら、お客さまのニーズにお応えしてまいりました。不動産ノンリコースローンの分野では、与信集中リスクや適切なリスク・リターン水準確保に留意のうえ、厳選された案件運営を行うとともに、物件の査定を保守的に行い適切な引当金を積むなど、慎重な運営を行ってまいりました。不良債権の購入・回収・売却を行うクレジットトレーディングについては、国内外の市場で不良債権、要注意債権などへの投資、回収を行い、国内外の堅調な案件実行と回収により実績を積み上げてまいりました。

昭和リース株式会社においては、平成20年7月にきらやかリース株式会社（山形県）を買収する一方、業務効率向上のため9月には子会社であった昭和オートレンタリース株式会社を売却し、業務効率を向上させつつ、昭和リース株式会社の強みを活かした事業チャネルの拡大を図っています。

（個人部門）

従来のリテールバンキングとコンシューマーファイナンス業務を統合した個人部門では、資産運用商品からローン商品まで、お客さま一人ひとりのライフステージに合わせた一連の金融商品とサービスの提供力の強化に取り組むとともに、コンシューマーファイナンス業務の強化と業務の効率化に取り組んでまいりました。

リテールバンキング業務においては、平成21年1月に、総合口座「PowerFlex」（パワーフレックス）をご利用のすべてのお客さまを対象に、お客さまのお取引状況に応じた3つのステージ（「新生プラチナ」、「新生ゴールド」、「新生スタンダード」）別にサービスをご提供する「新生ステップアッププログラム」を開始し、お客さまそれぞれのライフステージやニーズに合わせた付加価値の高い商品・サービスの提供と、お客さまとのより緊密なお取引への取り組みを、従来以上に強化してまいりました。また、店舗とインターネットやコールセンターなどのリモートチャネルを効果的に組み合わせ、利便性の高い商品・サービスのご提供により、パワーフレックスの新規開設は順調に推移し、口座数は平成21年3月末には従来からの口座を含め240万口座を超えております。当行の安定的な資金調達基盤である個人預金残高は、順調な長期・短期のキャンペーン定期預金などにより、平成21年3月末現在で5兆円を突破し、仕組預金、年金、保険投資商品を含む個人預り資産残高全体で平成21年3月末現在、6.1兆円超となりました。また、住宅ローンについても、手数料無料の自動繰上返済機能や貸越サービス、さらに柔軟性の高い商品設計などが評価され、「パワースマート

住宅ローン」の取扱いも堅調に推移しております。

コンシューマーファイナンス業務においては、平成20年9月に、個人向け無担保ローンを「レイク」ブランドで展開するGEコンシューマー・ファイナンス株式会社（平成21年4月に新生フィナンシャル株式会社に商号変更：以下「新生フィナンシャル」）およびその子会社を買収し、当行コンシューマーファイナンス業務の営業基盤の拡大を図るとともに、平成21年2月には、当行グループにおけるコンシューマーファイナンス業務の更なる強化のため、新生フィナンシャル、シンキ株式会社（以下「シンキ」）、株式会社アプラス（以下「アプラス」）を含めたグループ全体での事業の包括的な見直しに本格的に着手いたしました。具体的には、①新生フィナンシャルとシンキの経営資源の有効活用や効率性の向上を目指す業務統合委員会の設立、②当行および新生フィナンシャルによるシンキへの株式公開買付け実施、③新生フィナンシャルにおける「レイク」有人店舗の削減とクレジットカード業務および住宅ローン業務からの撤退、④アプラスによる業務効率向上への取り組みおよび収益性改善のための手数料体系の見直し、などの施策に取り組んでまいりました。平成21年3月には、株式公開買付けの結果、シンキは当行と新生フィナンシャルが株式の96.80%を保有する子会社（公開買付け前は当行が67.77%の株式を保有する子会社）となりました。今後とも、当行コンシューマーファイナンス業務の効率性の向上、競争力の強化に、当行の強みであるIT技術を活用しながら取り組んでまいります。

（財務基盤）

平成21年3月に、当行が議決権を100%保有する海外特別目的子会社が、当行グループのTier I資本の強化を図るため、国内において総額482億円の優先出資証券を発行いたしました。

(業績)

以上のような事業の経過のもと、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。なお、連結子会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業全体の業績を記載しております。また、新生フィナンシャル株式会社は平成20年9月22日付で当行の連結子会社となったことから、同社の貸借対照表及び同年10月1日以降の損益計算書を連結しております。

当行グループの当連結会計年度末における連結総資産は11兆9,491億円（前連結会計年度末比4,234億円増加）となりました。主要な勘定残高といたしましては、預金・譲渡性預金が6兆2,721億円（同比4,654億円増加）で、債券は6,755億円（同比131億円増加）、貸出金につきましては5兆8,769億円（同比2,546億円増加）となりました。

損益面では当連結会計年度の経常収益は6,016億円（前連結会計年度比81億円増加）、経常費用は7,649億円（同比1,827億円増加）となりました。この結果、連結経常損失は1,633億円（前連結会計年度は連結経常利益112億円）となり、特別利益1,009億円、特別損失566億円、法人税等34億円（損）、法人税等調整額70億円（損）、少数株主利益135億円（損）等を加えた連結当期純損失は1,430億円（前連結会計年度は連結当期純利益601億円）となりました。

【企業集団が対処すべき課題】

当行グループは、当事業年度において、業績低迷の主な要因となった自己勘定による投資を含む海外投融資等について、早期の収益力回復に向け、適切な損失処理を実施するとともに、リスク管理機能を強化し、経営資源をより国内事業に配分し、お客さまのニーズに徹底的に応えるという、“基本”に立ち返る姿勢で業務に取り組んでまいりました。今後とも、収益力の回復に向け、各種戦略施策、体制の強化に取り組んでまいります。

1. お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による当行グループ全体の長期的・安定的な収益の計上

当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、最新のITを活用した柔軟性の高いシステム基盤を活用し、付加価値の高い商品・サービスをスピーディーにご提供するとともに、グループ全体で徹底した合理化に取り組むことで、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。

（法人・商品部門）

自己勘定による投資を含む海外投融資については早期に処理を完了させ、法人・商品部門全体の収益力の回復に取り組んでまいります。具体的には、事業法人向け貸出については、中堅企業を中心とした事業法人、公共法人に注力し、顧客基盤拡大を図るとともに、従来以上に営業担当と商品担当が協働しつつ、付加価値の高い金融商品・サービスの提供に積極的に取り組んでまいります。不動産ノンリコースローンについては、不動産市況の動向を注視しつつ適切なリスク・リターン水準の確保を目指してまいります。また、不良債権の購入・回収・売却を行うクレジットトレーディングについては経済環境の変化をとらえつつ、積極的に推進してまいります。為替やデリバティブ取引をはじめとしたキャピタルマーケット業務については対顧客取引に注力し安定した収益計上を目指してまいります。

（個人部門）

リテールバンキング業務においては、お客さまのライフステージにあわせた商品提供力の強化になお一層取り組むと同時に、個人のお客さまの金融取引・商品にかかわるニーズに対し、適切に対応できる提案力を強化してまいります。また、法規制の変更、市場の縮小、業界再編等、厳しい事業環境にあるコンシューマーファイナンス業務については、グループ子会社間の経営資源の有効活用とITを最大限に活用した経費構造の見直しと適切な与信費用管理に加え、資産運用商品からローン商品まで、リテールバンキング、子会社間の垣根を越えた、個人向け金融サービスのシームレスな展開と幅広い商品・サービスの提供により、真に信頼される個人向け総合金融サービスの確立へ向けて着実に施策を実行してまいります。

2. リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、グループ会社を含めた、「バーゼルⅡ」（銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は内部格付手法を採用）のスムーズな運用とリスク管理の高度化およびリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。

当行は、委員会設置会社として、経営監督機能の強化と迅速な意思決定が可能な経営体制を確立しております。取締役会に加えて過半数が社外取締役から構成される指名委員会、監査委員会および報酬委員会を設置し、経営の監督にあたるとともに、執行役に対して大幅に業務執行権限を委譲することで機動的かつ効率的な運営を行える体制を確保しております。当行グループは、当事業年度末から適用の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（いわゆる“J-SOX”）への対応体制の整備を完了しており、内部統制システムの運用強化と、監査機能の充実を図るとともに、金融商品取引法の規定に沿い、お客さま保護を念頭においたコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に努めてまいります。加えて上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

3. 経営健全化計画の達成

当行は、当事業年度においては、米国・欧州そして日本における市場環境悪化の影響や、子会社アプラスに対する投資有価証券の減損処理などから、単体実質業務純損失が653億円、単体当期純損失が1,570億円となり、経営健全化計画を下回る結果となりました。平成19年6月には平成19年3月期決算が経営健全化計画を大きく下回ったことから業務改善命令を金融庁から受け、同年8月には業務改善計画を踏まえた新たな経営健全化計画を金融庁に提出しておりますが、公的資金による資本注入を受けている銀行としまして、経営健全化計画を達成できなかったことは誠に遺憾であります。今期修正計画を提出する予定ですが、今後は経営健全化計画を達成するよう、より一層、各業務における収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一丸となって業務に取り組んでまいり所存でございます。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

（注記）3については、関連法人等を含まない記述となっております。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成17年度 (第6期)	平成18年度 (第7期)	平成19年度 (第8期)	平成20年度 (当期)
連結経常収益	5,290	5,600	5,935	6,016
連結経常利益 (△は連結経常損失)	714	231	112	△1,633
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	760	△609	601	△1,430
連結純資産額	8,553	9,332	9,652	7,674
連結総資産	94,050	108,376	115,257	119,491

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結当期純損益につきましては、平成19年度の連結当期純利益601億円から平成20年度(当期)は連結当期純損失1,430億円となっておりますが、世界的な経済環境の悪化および金融市場の混乱を受け、有価証券の減損や貸倒引当金の繰入増を余儀なくされたことが主因であります。

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成17年度 (第6期)	平成18年度 (第7期)	平成19年度 (第8期)	平成20年度 (当期)
預 金	41,581	54,714	58,651	68,974
定期性預金	23,431	29,380	35,329	44,517
その他	18,150	25,334	23,321	24,457
債券発行高	10,214	7,039	6,631	6,767
利付債券	10,214	7,039	6,631	6,767
割引債券	—	—	—	—
社 債	4,470	5,624	5,199	4,024
貸 出 金	39,612	50,752	53,563	51,680
個人向け	4,578	5,669	8,173	8,683
中小企業向け	16,150	22,691	21,358	20,325
その他	18,883	22,391	24,031	22,671
特定取引資産 (トレーディング資産)	1,733	2,841	2,751	3,260
特定取引負債 (トレーディング負債)	1,290	873	2,037	3,160
有 価 証 券	18,097	20,620	23,003	26,260
国 債	4,744	7,472	6,453	12,042
その他	13,353	13,147	16,549	14,217

	平成17年度 (第6期)	平成18年度 (第7期)	平成19年度 (第8期)	平成20年度 (当期)
総 資 産	72,086	87,289	95,486	107,134
純 資 産 額	8,530	6,588	7,327	5,648
内 国 為 替 取 扱 高	241,715	311,040	405,859	320,737
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 15,533	百万ドル 11,559	百万ドル 11,417	百万ドル 11,090
経 常 利 益 (△は経常損失)	百万円 60,497	百万円 47,146	百万円 32,528	百万円 △164,860
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	百万円 74,890	百万円 △41,960	百万円 53,203	百万円 △157,048
1株当たりの当期純利益 (△は1株当たりの当期純損失)	円 銭 52 27	円 銭 △32 14	円 銭 34 46	円 銭 △79 96

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「預金」及び内訳の「その他」には譲渡性預金が含まれております。
預金の増加は、個人の預金ニーズの高まりにより増加したことなどによるものです。
3. 債券発行高の増加は、期間5年の債券が減少する一方で、期間の短い債券が増加したことなどによるものです。
4. 社債の減少は、劣後社債などが減少したことによるものです。
5. 貸出金の減少は、住宅ローン残高が増加する一方で、企業向け一般貸出残高などが減少したことによるものです。
6. 特定取引資産の増加は、金融派生商品などが増加したことによるものです。
7. 特定取引負債の増加は、金融派生商品などが増加したことによるものです。
8. 有価証券の増加は、国債及び株式が増加したことなどによるものです。
9. 税引後当期純損益につきましては、平成19年度の当期純利益532億円から平成20年度(当期)は当期純損失1,570億円となっておりますが、世界的な経済環境の悪化及び金融市場の混乱を受け、有価証券の減損や貸倒引当金の繰入増を余儀なくされたことが主因であります。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末					前 年 度 末				
	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	計	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	計
使用人数	人 5,984	人 137	人 72	人 813	人 7,006	人 4,592	人 168	人 99	人 386	人 5,245

(注) 使用人数には、海外の現地採用者を含んでおります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業務

① 当行の営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
北海道・東北地区	2 (－)	2 (－)
関東地区 (うち東京都内)	21 (2) (16 (2))	24 (6) (19 (6))
中部地区	2 (－)	2 (－)
近畿地区	5 (－)	7 (2)
中国・四国・九州地区	3 (－)	3 (－)
国内計	33 (2)	38 (8)
海外	－ (－)	1 (－)
合計	33 (2)	39 (8)

(注) 当年度末において店舗外ATMを174ヵ所設置しております。

② 当行の当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
町 田 支 店	東 京 都 町 田 市 原 町 田 6 - 14 - 15

③ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

ロ. 銀行業務（上記イ. を除く）

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
株 式 会 社 ア プ ラ ス	東 京 本 部	東 京 都 新 宿 区 新 小 川 町 4 - 1
昭 和 リ ー ス 株 式 会 社	本 店	東 京 都 江 東 区 東 雲 1 - 7 - 12
シ ン キ 株 式 会 社	本 店	東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 1 - 6 - 1
新 生 フ ィ ナ ン シ ャ ル 株 式 会 社	本 店	東 京 都 港 区 赤 坂 5 - 2 - 20

ハ. 証券業務

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新 生 証 券 株 式 会 社	本 店	東 京 都 千 代 田 区 内 幸 町 2 - 1 - 8

ニ. 信託業務

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新 生 信 託 銀 行 株 式 会 社	本 店	東 京 都 千 代 田 区 内 幸 町 2 - 1 - 8

ホ. その他の業務

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新 生 イ ン ベ ス ト メ ン ト ・ マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	本 店	東 京 都 千 代 田 区 内 幸 町 2 - 1 - 8
新 生 債 権 回 収 株 式 会 社	本 店	東 京 都 千 代 田 区 内 幸 町 2 - 1 - 8

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業務	13,100
証券業務	389
信託業務	—
その他の業務	175
合計	13,665

ロ. 重要な設備の新設等 (単位：百万円)

事業セグメント	内容	前期末帳簿価額
その他の業務	当行目黒プロダクションセンター売却	8,836

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金(百万円)	当行が有する子会社等の議決権比率(%)	その他
株式会社アプラス	大阪府大阪市	信販業務	昭和31年10月6日	47,250	76.71	—
昭和リース株式会社	東京都江東区	リース業務	昭和44年4月2日	24,300	96.42	—
シンキ株式会社	東京都新宿区	金融業務	昭和29年12月1日	16,709	96.80 (11.11)	—
新生フィナンシャル株式会社	東京都港区	金融業務	平成3年6月3日	66,518	100.00 (0.20)	—
新生信託銀行株式会社	東京都千代田区	信託業務	平成8年11月27日	5,000	100.00	—
新生証券株式会社	東京都千代田区	証券業務	平成9年8月11日	8,750	100.00	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行が有する議決権比率の()内は、間接所有分(内数)であります。
3. 上記の重要な子会社を含む連結される子会社及び子法人等は126社、持分法適用会社は30社であります。

重要な業務提携の概況

1. 当行は、以下の金融機関と提携し、ATMの相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
都市銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行
信託銀行
中央三井信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社
その他
株式会社ゆうちょ銀行、商工組合中央金庫、株式会社あおぞら銀行、三浦藤沢信用金庫
2. 当行は、株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATMの相互利用による現金入出金のサービスを行っております。
3. 当行は、以下の鉄道会社と提携し、駅構内に当行ATMを設置し、現金入出金のサービスを行っております。
東京地下鉄株式会社（東京メトロ）、近畿日本鉄道株式会社
加えて、JR名古屋駅、JR京都駅、JR三鷹駅にも当行ATMを設置し、現金入出金のサービスを行っております。
4. 当行は、ビザ・インターナショナルと提携し、海外のPLUSのATMによる現地通貨の現金出金サービスを行っております。
5. 当行は、英国において資本市場を通じて企業の年金債務を解消する業務を行うPensions First Group LLP（旧名 Guaranteed Pensions LLP）を他の提携先とともに設立しております。
6. 当行は、子会社である株式会社アプラスと提携し、同社が発行するクレジットカード「新生VISAカード」の申込み取次ぎを行っております。また、平成20年6月からサービスを開始しております「新生銀行スマートローン」について、保証会社として同社と保証委託契約を締結しております。

7. 当行は、株式会社セブン銀行と提携し、販売チャネルと商品・サービスの相互利用・協力を合意しており、当行と株式会社セブン銀行による共同ATMコーナーを展開しております。
8. 当行は、株式会社東和銀行と業務提携を行っております。
9. 当行は、平成21年2月3日に当行グループにおけるコンシューマーファイナンス事業の今後のグループ企業価値の継続的向上の実現を目的として、シンキ株式会社およびGEコンシューマー・ファイナンス株式会社との間で「業務統合・再編成に関する基本合意書」を締結いたしました。またこれに伴い、平成14年3月15日付で当行とシンキ株式会社との間で締結しておりました業務提携契約を解消いたしました。
10. 当行は、医療専門サイト会員に向け、金融商品やサービスに関する情報を提供することを目的に、平成20年7月22日、ソネット・エムスリー株式会社と業務提携の契約を締結いたしました。

(7) 事業譲渡等の状況

- イ. 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割
該当事項はありません。
- ロ. 他の会社の事業の譲受けのうち重要なもの
該当事項はありません。

ハ. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

日付	状況																						
平成20年9月22日	当行は平成20年9月22日に、GEコンシューマー・ファイナンス株式会社（平成21年4月に新生フィナンシャル株式会社に商号変更）およびその子会社につき、GEジャパン・ホールディングス株式会社より、5,800億円で取得いたしました。																						
平成21年2月4日	<p>当行および当行の子会社であるGEコンシューマー・ファイナンス株式会社（平成21年4月に新生フィナンシャル株式会社に商号変更）は、当行の上場子会社であるシンキ株式会社の株式を対象とする公開買付けを平成21年2月4日より実施し、平成21年3月18日をもって終了いたしました。その結果、同社の所有議決権数およびその議決権総数に対する所有割合は以下の通り異動いたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>所有議決権数</th> <th>議決権総数に対する所有割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">当行</td> <td>公開買付け前</td> <td>1,024,300個</td> <td>67.77%</td> </tr> <tr> <td>公開買付け後</td> <td>1,295,074個</td> <td>85.69%</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(参考)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">GEコンシューマー・ファイナンス株式会社</td> <td>公開買付け前</td> <td>-個</td> <td>00.00%</td> </tr> <tr> <td>公開買付け後</td> <td>167,972個</td> <td>11.11%</td> </tr> </tbody> </table>			所有議決権数	議決権総数に対する所有割合	当行	公開買付け前	1,024,300個	67.77%	公開買付け後	1,295,074個	85.69%	(参考)				GEコンシューマー・ファイナンス株式会社	公開買付け前	-個	00.00%	公開買付け後	167,972個	11.11%
		所有議決権数	議決権総数に対する所有割合																				
当行	公開買付け前	1,024,300個	67.77%																				
	公開買付け後	1,295,074個	85.69%																				
(参考)																							
GEコンシューマー・ファイナンス株式会社	公開買付け前	-個	00.00%																				
	公開買付け後	167,972個	11.11%																				

ニ. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の継承のうち重要なもの
該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の様況

イ. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当、委員会	重要な兼職	その他
八城政基	取締役会長 指名	—	平成21年1月14日報酬委員辞任 平成21年1月14日指名委員就任
ティエリー ポルテ	取締役 指名	—	平成20年11月12日辞任
マイケル J. ボスキン	取締役(社外) 指名	スタンフォード大学 教授	—
エミリオ ボティン	取締役(社外) 報酬	サンタンデルグループ 会長	—
J. クリストファー フラワーズ	取締役(社外) 指名 報酬	J. C. フラワーズ社 会長	—
伊藤侑徳	取締役(社外) 監査	株式会社CEA Japan 代表取締役社長	—
可児 滋	取締役(社外) 監査	横浜商科大学 教授	—
フレッド H. ラングハマー	取締役(社外) 報酬	エステイローダー株式会社 海外事業専属会長	—
榎原 稔	取締役(社外) 指名* 報酬	三菱商事株式会社 相談役	—
松本 大	取締役(社外) 指名	マネックスグループ株式会社 代表取締役社長	—
長島 安治	取締役(社外) 監査	弁護士	—
小川 信明	取締役(社外) 監査	弁護士	—
高橋 弘幸	取締役(社外) 監査*	—	—
ジョン S. ワズワース Jr.	取締役(社外) 報酬*	モルガン・スタンレー アドバイザーディレクター	—

(注) *は各委員会の委員長であります。

ロ. 執行役

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
八 城 政 基	代表執行役 社長 最高経営責任者	—	—
加 藤 正 純	代表執行役 副社長	—	—
富 井 順 三	代表執行役 副社長	—	—
マイケル クック	専務執行役 リスク管理部門長 チーフリスクオフィサー	—	—
ダナンジャヤ デュイベディ	専務執行役 グループ最高情報責任者 金融インフラ部門長	—	—
ラフル グプタ	専務執行役 最高財務責任者 財務部門長	—	—
サンジープ グプタ	専務執行役 個人部門長	—	—
サンホー ソン	専務執行役 法人・商品部門最高責任者部門長	—	—
船 山 範 雄	常務執行役 総合企画部長 法人営業統轄本部長	—	—
藤 本 和 也	執行役 法人営業本部長 公共金融部長	—	—
本 多 道 昌	執行役 金融法人第三部長	—	—
中 村 行 男	執行役 法人営業統轄本部長	—	—
大 石 滋	執行役 大阪支店長	—	—
岡 野 道 征	執行役 オペレーション本部長 リテールサービス 本部長	—	—
佐 藤 芳 和	執行役 システム本部長	—	—

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
土 屋 貴	執行役 アドバイザー本部長	—	—
ティエリー ポルテ	代表執行役 社長 最高経営責任者	—	平成20年11月12日辞任
伊 藤 彰	代表執行役 専務執行役 コーポレートガバナンス部門長 ジェネラル カウンセラー	—	平成21年3月11日辞任
小 島 一 美	常務執行役	—	平成21年2月28日辞任
トーマス ペダーセン	執行役 人事・コミュニケーション部門長	—	平成21年2月28日辞任

(2) 会社役員に対する報酬等

当事業年度にかかる役員報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等	摘要
取締役	13名 (内 退任済み1名)	166百万円 (内 報酬以外の金額22百万円)	
執行役	27名 (内 退任済み11名)	2,776百万円 (内 報酬以外の金額1,390百万円)	
計	40名 (内 退任済み12名)	2,942百万円 (内 報酬以外の金額1,412百万円)	

- (注) 1. 当行は、執行役を兼務する取締役には取締役としての報酬は支給しておりません。
2. 取締役に対する業績連動報酬の支給はしておりません。
3. 当事業年度にかかる事業報告から会社役員に対する報酬等の開示基準が変更されました。この変更に伴い、第8期定時株主総会の終結の日（平成20年6月25日）の翌日以降に在任していた取締役及び執行役の報酬等に加え、当事業年度の開始前に既に退任している取締役及び執行役の報酬等、及び、第8期定時株主総会の終結の日（平成20年6月25日）をもって退任した取締役及び執行役の報酬等についても、開示の対象としております。また、同じく開示基準の変更により、当事業年度より上記報酬以外の金額には、以下の項目の金額を含めて記載しております。
- ・過事業年度における職務執行の対価として当事業年度に支給した株価連動報酬
 - ・過事業年度における職務執行の対価として当事業年度に費用計上した株価連動報酬関連費用
 - ・過事業年度における職務執行の対価として翌事業年度以降に支給予定の株価連動報酬
4. 上記金額には、当事業年度に支給した以下の退職慰労金が含まれております。
- 取締役1名 4百万円
執行役5名 93百万円
5. 開示基準の変更により、当事業年度にかかる会社役員に対する報酬等は、過事業年度との比較が困難となっております。なお、前事業年度にかかる会社役員に対する報酬等の開示基準に従った場合の前事業年度及び当事業年度にかかる取締役及び執行役の退職慰労金以外の報酬等の総額は以下の通りとなります。

	平成19年度 (第8期)	平成20年度 (当期)
取締役	156百万円	156百万円
執行役	1,727百万円	1,560百万円
合計	1,883百万円	1,716百万円

6. 報酬委員会によって定められた取締役及び執行役の報酬等の額又はその算定方法にかかる決定に関する方針は、次の通りとなります。

① 基本方針

役員報酬は、以下の項目に基づき決定するものとする。

- ・ 役員の実績
- ・ 当行の収益動向
- ・ マーケット水準

役員報酬は、トータル報酬という観点から決定するものとする。

② 取締役報酬について

グローバルスタンダードに基づき、トータル報酬を決定するものとする。またトータル報酬は定額報酬、株価連動報酬、退職慰労金その他の適切な報酬により構成されるものとする。

③ 執行役報酬について

トータル報酬の目的は以下の通りとする。

- ・ 業務執行能力の高い人材の確保
- ・ 当行の実績向上への然るべきインセンティブを与えること

トータル報酬は定額報酬、業績連動報酬、株価連動報酬、退職慰労金その他の適切な報酬により構成されるものとする。トータル報酬は当行業績への貢献を勘案の上決定するものとする。また外国人執行役にはこれを考慮した一定のフリンジベネフィットを供与するものとする。なお、ここでは取締役兼執行役は執行役として分類するものとする。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

氏 名	兼 任 そ の 他 の 状 況
マイケル J. ボスキン	エクソン・モービル・コーポレーション 社外取締役 オラクル・コーポレーション 社外取締役
エミリオ ポティン	サンタンデール銀行 会長（業務執行者） サンタンデール・インベストメント 会長（業務執行者） ポルタル・ユニバーシア アンド アフィリエーツ 会長（業務執行者）
J. クリストファー フラワーズ	J. C. フラワーズ社 会長（業務執行者） エンスターグループ 社外取締役 ケスラーグループ 社外取締役 HSHノルド銀行 スーパーバイザリーボードメンバー フラワーズ・ナショナル銀行 会長
伊 藤 侑 徳	株式会社CEA J a p a n 代表取締役社長
可 児 滋	拓殖大学大学院 客員教授 日本証券アナリスト協会 理事
フレッド H. ラングハマー	アメリカン・インスティテュート フォー コンテンポラリー・ジャーマン・スタディーズ 共同会長 ウォルト・ディズニー社 社外取締役

氏 名	兼 任 そ の 他 の 状 況
榎 原 稔	三菱UFJ証券株式会社 社外取締役
	三菱倉庫株式会社 社外取締役
	株式会社三菱総合研究所 社外取締役
	株式会社東京海上ホールディングス 社外取締役
松 本 大	マネックスグループ株式会社 代表取締役社長 (業務執行者)
	マネックス証券株式会社 代表取締役社長 (業務執行者)
	WRハンブレクトジャパン株式会社 取締役 (非常勤)
	マネックス・ビジネス・インキュベーション株式会社 取締役 (非常勤)
	株式会社東京証券取引所グループ 社外取締役
	株式会社東京証券取引所 社外取締役
長 島 安 治	日本オーチス・エレベータ株式会社 社外取締役
	いすゞ自動車株式会社 社外監査役
	大阪ヒルトン株式会社 社外監査役
小 川 信 明	長谷川香料株式会社 社外監査役
高 橋 弘 幸	パナソニック株式会社 社外監査役
	協和発酵キリン株式会社 社外監査役
ジョン S. ワズワース Jr.	マニトゥ・ベンチャー パートナー
	シーユアン・ベンチャー 会長
	ダイヴァーシファイド・クレジット・インベストメンツ 社外取締役

(注) J. クリストファー フラワーズ氏が会長を務める J. C. フラワーズ社あるいはその関連会社がジェネラルパートナーとなる案件に当行が参加しているものがあります。その他の社外取締役が業務執行者である会社との間において重要な取引はありません。

(2) 社外役員の名な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況 監査委員会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
マイケル J. ボスキン	9年	当事業年度開催の取締役会 10回中9回出席	専門分野である経済の観点から議案等に関し必要な発言を適宜行っております。
エミリオ ポティン	8年11ヶ月	当事業年度開催の取締役会 10回中1回出席	主に当行のリテール業務に関連する分野の議案について銀行経営者としての専門的見地から必要な発言、助言を適宜行っております。
J. クリストファー フラワーズ	社外取締役 8年 取締役(非常勤) 1年	当事業年度開催の取締役会 10回中7回出席	議案、審議全般において、金融に関する豊富な知識に基づき、必要な発言、助言を適宜行っております。
伊藤 侑徳	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 10回中全て、監査委員会13 回中全てに出席	銀行業務に関する豊富な知識と経験に基づき、議案全般において必要な発言を適宜行っております。
可児 滋	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 10回中全て、監査委員会13 回中全てに出席	専門分野であるリスク管理の観点から議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。
フレッド H. ラングハマー	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 10回中5回出席	特にリテール業務に関しコンシューマー分野の経営者としての豊富な経験、専門的見地から必要な発言、助言を適宜行っております。
榎原 稔	9年	当事業年度開催の取締役会 10回中全てに出席	経営者としての豊富な経験に基づき、議案全般において必要な発言を適宜行っております。
松本 大	9ヶ月	平成20年6月就任後当事業 年度開催の取締役会9回中 全てに出席	金融に関する豊富な知識と経営者としての経験に基づき、議題全般において必要な発言を適宜行っております。
長島 安治	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 10回中全て、監査委員会13 回中全てに出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地、他社社外役員としての経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。
小川 信明	常勤監査役 1年 社外取締役 9年	当事業年度開催の取締役会 10回中全て、監査委員会13 回中全てに出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地、他社社外監査役の経験に基づき、議案、審議につき発言、助言を行っております。

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況 監査委員会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
高橋 弘幸	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 10回中全て、監査委員会13 回中全てに出席	他社監査役を含めた豊富な業務経験に基づき、また監査委員会委員長として、議案、審議全般に関し、必要な発言、助言を行っております。
ジョン S. ワズワース Jr.	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 10回中9回出席	豊富な業務経験に基づき、議案全般において必要な発言を適宜行っております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
マイケル J. ボスキン エミリオ ボティン J. クリストファー フラワーズ 伊藤 侑 徳 可 児 滋 フレッド H. ラングハマー 榎 原 稔 松 本 大 長 島 安 治 小 川 信 明 高 橋 弘 幸 ジョン S. ワズワース Jr.	社外取締役は、会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものです。

(4) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
報酬等の合計	13名 (内 退任済み1名)	166百万円 (内 報酬以外の金額22百万円)	—

(注) 1. 上記報酬以外の金額22百万円は、過事業年度における職務執行の対価として当事業年度に費用計上した株価連動報酬関連費用となります。

2. 上記金額には、当事業年度に支給した以下の退職慰労金が含まれております。

取締役1名 4百万円

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	4,000,000千株
発行済株式の総数	2,060,346千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当事業年度末株主数

54,777名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
SATURN IV SUB LP (JPMCB 380111)	322,964千株	16.44%
預金保険機構	269,128千株	13.70%
株式会社整理回収機構	200,000千株	10.18%
SATURN JAPAN III SUB C.V. (JPMCB 380113)	110,449千株	5.62%
SATURN V C.V. (JPMCB 380114)	70,708千株	3.60%
GOLDMAN. SACHS & CO. REG	68,000千株	3.46%
ASTYANAX CORPORATION 380098	66,000千株	3.36%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	58,900千株	2.99%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	40,001千株	2.03%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	28,390千株	1.44%

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(96,427千株)を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことにより、株主名簿上でカナ表記を確認できない株主については株主名簿どおりアルファベット表記としました。
4. 当事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の10分の1以上の数を有する株主は、SATURN IV SUB LP (JPMCB 380111)、預金保険機構、株式会社整理回収機構の3名です。
5. ASTYANAX CORPORATION 380098名義の株式は、当行取締役であるJ. クリストファー フラワーズ氏が実質的に保有する株式として、当行が報告を受けている株式です。
6. テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド(Templeton Global Advisors Limited)ほか共同保有者計4社が平成20年12月5日(報告義務発生日:平成20年11月28日)に関東財務局に提出した変更報告書No. 5には、共同保有者が当行株式を合計84,964千株保有している旨の記載がありますが、株主名義及び各当該名義の保有株式数は確認できません。上記の記載は当行の株主名簿によっています。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	第1回新株予約権	第5回新株予約権
取締役会決議日	平成16年6月24日	平成17年6月24日
発行日	平成16年7月1日	平成17年6月27日
発行した新株予約権の数	9,455個	4,922個
会社役員の保有状況		
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	427個/13名	447個/11名
社外取締役の保有状況	—	225個/9名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 5,945,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 3,368,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	684円	601円
新株予約権を行使することができる期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個に切り上げる）に限って権利を行使することができる。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
取締役会決議日	平成17年6月24日	平成17年6月24日
発行日	平成17年6月27日	平成17年6月27日
発行した新株予約権の数	2,856個	1,287個
会社役員保有状況		
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	394個／3名	192個／10名
社外取締役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,153,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 907,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	601円	601円
新株予約権を行使することができる期間	平成17年7月1日から平成27年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
取締役会決議日	平成17年6月24日	平成17年9月23日
発行日	平成17年6月27日	平成17年9月28日
発行した新株予約権の数	561個	157個
会社社員の保有状況		
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	84個／2名	108個／1名
社外取締役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 295,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 157,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	601円	697円
新株予約権を行使することができる期間	平成17年7月1日から平成27年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の買入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の買入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第10回新株予約権	第13回新株予約権
取締役会決議日	平成17年9月23日	平成18年5月23日
発行日	平成17年9月28日	平成18年5月25日
発行した新株予約権の数	53個	5,342個
会社社員の保有状況		
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	36個／1名	436個／14名
社外取締役の保有状況	—	225個／9名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 53,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 3,706,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	697円	825円
新株予約権を行使することができる期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日	平成20年6月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
取締役会決議日	平成18年 5月23日	平成18年 5月23日
発行日	平成18年 5月25日	平成18年 5月25日
発行した新株予約権の数	3,027個	1,439個
会社役員保有状況		
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	205個/2名	192個/13名
社外取締役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,440,000株 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 1,042,000株 (新株予約権 1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	825円	825円
新株予約権を行使することができる期間	平成18年6月1日から平成27年6月23日	平成20年6月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第16回新株予約権	第17回新株予約権
取締役会決議日	平成18年5月23日	平成19年5月9日
発行日	平成18年5月25日	平成19年5月25日
発行した新株予約権の数	331個	3,306個
会社社員の保有状況		
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	17個／1名	459個／10名
社外取締役の保有状況	—	100個／10名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 118,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 2,675,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	825円	555円
新株予約権を行使することができる期間	平成18年6月1日から平成27年6月23日	平成21年6月1日から平成29年5月8日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第18回新株予約権	第20回新株予約権
取締役会決議日	平成19年5月9日	平成20年5月14日
発行日	平成19年5月25日	平成20年5月30日
発行した新株予約権の数	1,480個	2,830個
会社社員の保有状況		
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	83個／3名	635個／9名
社外取締役の保有状況	—	110個／11名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,225,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 2,308,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	555円	416円
新株予約権を行使することができる期間	平成19年6月1日から平成29年5月8日	平成22年6月1日から平成30年5月13日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第21回新株予約権
取締役会決議日	平成20年5月14日
発行日	平成20年5月30日
発行した新株予約権の数	2,081個
会社役員の保有状況	
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	37個 / 1名
社外取締役の保有状況	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,635,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	416円
新株予約権を行使することができる期間	平成20年6月1日から平成30年5月13日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	第20回新株予約権	第21回新株予約権
取締役会決議日	平成20年 5月14日	平成20年 5月14日
発行日	平成20年 5月30日	平成20年 5月30日
発行した新株予約権の数	2,830個	2,081個
うち使用人に対する発行個数	2,085個/104名	2,044個/29名
うち子会社及び子法人等の会社役員及び使用人に対する発行個数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,308,000株 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 1,635,000株 (新株予約権 1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	416円	416円
新株予約権を行使することができる期間	平成22年 6月1日から平成30年 5月13日	平成20年 6月1日から平成30年 5月13日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成22年 6月1日から平成24年 5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成19年 6月20日開催の第7期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年 6月1日以降とし、さらに平成22年 6月1日から平成24年 5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成19年 6月20日開催の第7期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第22回新株予約権	第23回新株予約権
取締役会決議日	平成20年6月25日	平成20年11月12日
発行日	平成20年7月10日	平成20年12月1日
発行した新株予約権の数	203個	97個
うち使用人に対する発行個数	—	—
うち子会社及び子法人等の会社役員及び使用人に対する発行個数	203個/43名	97個/17名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 203,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 97,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	407円	221円
新株予約権を行使することができる期間	平成22年7月1日から平成30年6月24日	平成22年12月1日から平成30年11月11日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成22年7月1日から平成24年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成22年12月1日から平成24年11月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

名 称	当事業年度に係る報酬等（百万円）	そ の 他
監査法人トーマツ	監 査 証 明 業 務	421
	監査証明業務以外の業務	58
	報 酬 等 計	479

監査証明業務以外の業務には、自己資本比率の内部管理体制についての調査報告等が含まれます。

- (注) 1. 指定社員は後藤順子氏、松本繁彦氏、鈴木順二氏の3名です。
2. 「監査証明業務」とは公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。
3. 当行及び当行子会社及び子法人等の会計監査人への当事業年度に係る報酬等は以下のとおりです。

当 事 業 年 度 に 係 る 報 酬 等 （ 百 万 円 ）	
監 査 証 明 業 務	801
監 査 証 明 業 務 以 外 の 業 務	85
報 酬 等 計	887

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、以下の各項のいずれかに該当する場合に会計監査人の解任または不再任につき審議し、解任または不再任が相当と認める場合には必要な決議を行う方針です。

1. 会社法第337条第3項各号の規定のいずれかに抵触する場合
2. 会社法第340条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合
3. その他会計監査人が適正に業務を遂行することが困難であると認められる場合

ロ. 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行定款第35条に定める会社法第459条第1項の規定により取締役会に与えられた権限の行使に関しましては、財務の健全性・安定性・効率性を勘案しつつ、柔軟かつ機動的な資本政策実施の観点から行使して行く方針であります。

なお、中長期的な今後の配当方針としましては、収益動向等の経営成績やその将来の見通しを踏まえ、グローバルスタンダードに基づき株主の皆様への収益配分を図っていくことを基本の方針と考えておりますが、安全性や内部留保とのバランスにも留意の上、公的資金注入に課せられている経営健全化計画等の制約のもと、総合的に判断していく所存であります。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

会社法第416条第1項第1号口およびホならびに会社法施行規則第112条第1項および第2項に基づき委員会設置会社の取締役会が決議すべき業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）については、当行では「内部統制規程」およびその関連規程等に詳細を定め、取締役会において決議しており、執行役は自らの所管業務に対する内部統制システムの構築・運用義務を負うとともに、全執行役・職員がこれに従うことを義務付けております。その概略は以下のとおりです。

なお、当行は、平成16年6月に旧商法および旧株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下、「旧商法特例法」と言います。）に基づき委員会等設置会社に移行した時点において、旧商法特例法および旧商法施行規則に定められた監査委員会の職務の遂行のために必要な事項として、取締役会において「内部統制規程」を定める決議を行い内部統制システムの構築を図っていたものでありますが、平成18年5月の会社法施行に伴い「内部統制規程」に必要な改定を行った上、改めて取締役会において決議しております。さらに、内部統制システムの状況について、取締役会に対しても定期的に報告が行われております。

(1) 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項（会社法施行規則第112条第1項第1号）

当行は、監査委員会の職務を補助するため監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局の責任者である監査委員会事務局部長および同事務局所属の従業員を監査委員会の職務を補助すべき使用人（「職務補助者」）として定めております。職務補助者は監査委員会にその業務の結果を報告する義務を負うものとしています。

- (2) 前項の取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第112条第1項第2号）

監査委員会事務局は、監査委員会に直接報告を行っており各執行役および業務執行からは独立した組織として設置されております。また職務補助者の任命・解雇・配置等人事異動については監査委員会の同意を得ることとし、監査委員会事務局部長の人事異動については監査委員会の同意を得た上で取締役会がこれを決定するものとしております。職務補助者の賃金等の改定も予め監査委員会の同意を得ることとしております。このように、監査委員会の職務を補助すべき使用人について執行役からの独立性を確保しております。

- (3) 執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制（会社法施行規則第112条第1項第3号）

執行役および従業員は、監査委員会に対して、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該事実に関する事項、そのほか取締役会又は監査委員会が定める事項を遅滞なく、報告することとしています。かかる報告については、執行役は直接、従業員は監査委員会事務局を経由して、監査委員会に報告するものとし、原則として書面により行われるものとしています。そして、監査委員会事務局は、監査委員会または予め指名された監査委員からの命令に従い、上記報告をなした執行役または従業員から事情を聴取することとしております。

- (4) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第112条第1項第4号）

執行役および従業員は、監査委員会の監査に対して協力し、これを妨げるような行為をしてはならないとされているほか、監査委員会は必要に応じ、法律上認められる範囲内に限って当行の費用において行外の専門家を利用することができることとしております。

- (5) 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第416条第1項第1号ホ、会社法施行規則第112条第2項第4号）

執行役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、当行は「新生銀行行動規範」を定めており、個々の役員全員が遵守すべきものとしております。

「新生銀行行動規範」においては、法規および社内手続に違反した場合などに解雇を含む懲戒処分が課せられることがあることが規定され、役職員に対し法規および社内手続に違反した場合の速やかな報告義務を課しております。またすべての役職員に対し、本規範を理解し遵守することを書面等で定期的に誓約・確約することを義務付けております。

この規範の下、必要に応じた社内手続を設け、役職員の行動を詳細に規制しております。

(6) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第112条第2項第1号）

執行役の職務の執行にかかる情報については、その保存媒体に応じ漏洩等のないよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとし、監査委員会の請求に応じて随時提供することとしております。そのほか、執行役および従業員の職務執行に関する情報については当行が定めた「情報セキュリティポリシー」に従い、管理することとしております。

「情報セキュリティポリシー」では、情報を重要な資産と認識し、情報資産を適切に管理・保護することとしております。また、情報セキュリティを、情報資産をその特性に応じて適切に管理し、機密性・完全性・可用性を確保・維持することと定義し、これを実現することを目的とし、法令の遵守、必要最小限の開示原則に基づいたアクセス権限の付与、必要な体制の構築・運用、情報資産の分類・管理の実施および教育・訓練の実施等に関して規定しております。

(7) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第112条第2項第2号）

損失の危険の管理のため、当行は「新生銀行リスクマネジメントポリシー」を定め、同ポリシーに沿ったリスク管理体制を構築しております。

「新生銀行リスクマネジメントポリシー」では、当行および当行グループが抱えるリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針を定めており、そのリスク管理は「マクロアプローチ」（経営機関による資本・資源の配分と評価）と、「規格化された業務管理フレームワーク」（段階的に分散化されたリスク取得承認プロセス）の融合により実践する体制としております。具体的な「業務管理フレームワーク」として、①信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、投資リスクといったリスクの属性区分、②リスクポリシー委員会、複合リスク案件委員会、クレジット委員会、ALM/市場リスク委員会、新規事業・商品委員会といったリスクに応じた各種委員会組織の組成・目的・使命・機能、および③リスク管理部門の機能・役割と責任等を規定しております。

- (8) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第112条第2項第3号）

当行執行役は、執行役の職務権限と責任などを定めた「執行役規程」に従い、日々の業務執行を行うこととしております。

「執行役規程」には、執行役の選任・解任の基準のほか、法令等の遵守、善管注意義務・忠実義務、競業避止義務、利益相反行為の禁止、取締役会への報告義務、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある場合の対応、職務執行にかかる情報の保存および管理など執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基本的な事項を規定しております。

- (9) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第112条第2項第5号）

当行全体の経営方針やビジネスプランおよびリスク管理やコンプライアンス態勢と整合性を持った業務運営を確保するため、各子会社・関連会社の主管部を定め、主管部が各子会社・関連会社の経営全般の指導・管理を行う体制を構築しております。そのほか、当行の子会社・関連会社の経営指導・管理は当行の「子会社・関連会社ポリシー」に従って行われます。

「子会社・関連会社ポリシー」は①子会社・関連会社の自主性の発揮をサポートすると同時に当行全体の戦略や方向性との整合性確保、②当行と同レベルのリスク管理や事務の実行の指導、③子会社・関連会社としてのファイアーウォール等を含めた規制やコンプライアンスの遵守、レピュテーションの維持、適切な内部統制の確立という子会社・関連会社の管理の3つの責務を明示し、当行グループ価値の極大化を図ることをその目的とし、主管部をはじめ行内の関連各部署の役割と責任、子会社・関連会社の責務、子会社・関連会社にかかわる当行役職員の責務、その他当行役職員の責務等、子会社・関連会社の経営指導・管理に関して規定しております。

- (10) その他

当行では、取締役会で決議された「企業倫理憲章」の中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然かつ断固とした態度をもって対応し、その不当な介入を常に妨げるとともに速やかに排除することを宣言しております。

以上の内部統制システムの実効性を検証するために、監査部は当行が定める「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を執行役社長および監査委員会に対して報告することとしております。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、株券が電子化されたことに伴い、以下の理由により定款の一部変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条1項により、決済合理化法の施行日をもって当行株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議がなされたものとみなされており、現行定款第7条（株券の発行）および第8条第2項（単元未満株券の不発行）の定めは不要となりますので、これを削除するものです。
- (2) 決済合理化法の施行により、平成21年1月5日付けで「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたため、これに伴い不要となる実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除するものです。
- (3) 株券喪失登録簿については、会社法第221条の定めにより、株券を発行する旨の定めを廃止した定款変更を行った日の翌日から起算して1年を経過するまでこれを作成し備置く必要があるため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、平成22年1月6日をもって削除するものです。
- (4) 上記の変更に伴い、条数の繰上げその他の条文の整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第7条 当銀行は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当銀行の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2 当銀行は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p><u>3 当銀行の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当銀行に請求することができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の委任を受けた執行役の決定によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当銀行の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第11条～第23条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当銀行の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 当銀行の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当銀行に請求することができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の委任を受けた執行役の決定によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第10条～第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会は、取締役会長が招集し、取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</p> <p>2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 第31条に定める各委員会の委員である取締役であつて各委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>4 取締役会の招集通知は、各取締役に對して、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条～第39条 (条文省略)</p> <p>第8章 附 則 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役会長が招集し、取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</p> <p>2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 第30条に定める各委員会の委員である取締役であつて各委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>4 取締役会の招集通知は、各取締役に對して、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条～第38条 (現行どおり)</p> <p>第8章 附 則</p> <p>第39条 <u>当銀行の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。</u></p> <p>第40条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

第2号議案 取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株式の数
1	八 城 政 基 (昭和4年2月14日生)	昭和33年6月 スタタート・ウァキーム・オイル日本支社（現エクソ モービル有限会社）入社 昭和49年6月 エッソ石油株式会社取締役社長 平成元年11月 シティバンク・エヌ・エイ在日代表 平成12年3月 当行代表取締役会長兼社長 平成16年6月 当行取締役代表執行役会長兼社長 平成16年8月 中国銀行業監督管理委員会国際顧問 委員会委員（現任） 平成17年6月 当行取締役会長 平成18年6月 当行シア・アトバ・イザー 平成19年6月 中国建設銀行顧問（現任） 平成20年6月 当行取締役会長 平成20年11月 当行取締役会長 代表執行役社長（現任）	0株
2	ラフル ク・フ・タ (昭和34年8月13日生)	昭和61年12月 ソシエテ・エネラル（インド）シニアオフィサー 経理部ヘッド 平成元年12月 香港上海銀行（インド）マネージング・ファイナンシャル コントローラー 平成8年9月 ドイツ銀行（インド）ディレクター チーフコントローラー 平成10年10月 同行（シンガポール）アジア太平洋本部 ディレク ター チーフコントローラー 平成13年3月 D B S 銀行（シンガポール）マネージング・ディレク ター グループ・ファイナンシャル コントローラー 平成17年9月 当行専務執行役最高財務責任者（現任）	普通株式 76,991株

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株式の数
3	J. クリストファー フラワース [*] (昭和32年10月27日生)	昭和54年3月 コールマン・サックス社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成8年10月 エンスターグループ取締役(現任) 平成12年3月 当行取締役(現任) 平成14年11月 J. C. フラワース [*] 社会長(現任) 平成18年10月 H S H / ルド [*] 銀行スーパーバイザ [*] リポーター [*] メンバー (現任) 平成19年8月 クスラーグループ取締役(現任) 平成20年9月 フラワース・ナショナル銀行会長(現任)	普通株式 91,297,043株
4	伊藤 祐徳 [*] (昭和11年3月8日生)	昭和37年4月 日本輸出入銀行(現国際協力銀行) 入行 平成3年6月 同行理事 平成7年4月 三菱商事株式会社顧問 平成14年4月 帝京大学経済学部教授 平成15年1月 A O C ホールディングス株式会社監査役 平成19年3月 株式会社 C E A J a p a n 代表取締役 社長(現任) 平成19年6月 当行取締役(現任) 平成19年6月 社団法人フテン・アメリカ協会監事(現任)	普通株式 3,000株
5	か 可 児 滋 [*] (昭和18年9月20日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役(現任) 平成18年4月 横浜商科大学教授(現任)	0株
6	まき 榎 原 稔 [*] (昭和5年1月12日生)	昭和31年3月 三菱商事株式会社入社 昭和62年6月 米国三菱商事会社社長 平成4年6月 三菱商事株式会社取締役社長 平成10年4月 同社取締役会長 平成12年3月 当行取締役(現任) 平成12年5月 社団法人日本経済団体連合会副会長 平成16年6月 三菱商事株式会社相談役(現任)	0株

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株式の数
7	まつもと おおき 松 本 大 (昭和38年12月19日生)	昭和62年4月 ソロン・ブライザーズ・アジア証券会社入社 平成2年4月 コーランドマン・サックス証券会社入社 平成6年11月 同社東京支店常務取締役 平成6年11月 コーランドマン・サックス・グループ、L. P. セネラル・パートナー 平成11年4月 株式会社マネックス代表取締役 平成16年8月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社 (現マネックスグループ株式会社) 代表取締役 社長 (現任) 平成17年5月 マネックス・ビーンズ証券株式会社 (現マネックス証券株式会社) 代表取締役社長 (現任) 平成20年6月 株式会社東京証券取引所グループ 取締役 (現任) 平成20年6月 株式会社東京証券取引所取締役 (現任) 平成20年6月 当行取締役 (現任)	0株
8	ながしま やす はる 長 島 安 治 (大正15年6月22日生)	昭和28年4月 弁護士登録 昭和36年1月 長島・大野法律事務所 (現長島・大野・常松法律事務所) パートナー 平成9年1月 同事務所顧問 (現任) 平成15年4月 東京大学法科大学院運営諮問委員会委員 (現任) 平成16年6月 当行取締役 (現任)	0株
9	おがわ のぶ あき 小 川 信 明 (昭和14年3月13日生)	昭和43年4月 弁護士登録 昭和45年8月 小川法律事務所 (現小川・友野法律事務所) パートナー (現任) 平成4年4月 東京弁護士会副会長 平成8年4月 日本弁護士連合会事務総長 平成10年11月 当行 (特別公的管理下における株式会社日本長期信用銀行) 監査役 平成12年3月 当行取締役 (現任)	0株

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株式の数
10	たか かし ひろ ゆき 高 橋 弘 幸 (昭和12年3月1日生)	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 平成8年6月 同社代表取締役常務取締役人事部長 平成9年6月 同社監査役 平成12年6月 同社顧問 平成12年10月 社団法人日本監査役協会専務理事兼事務局長 平成17年10月 同協会理事 平成18年6月 当行取締役(現任) 平成18年6月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社) 監査役(現任) 平成19年6月 協和発酵工業株式会社(現協和発酵キリン株式会社) 監査役(現任)	0株
11	シヨウ S. ワスワース Jr. (昭和14年9月12日生)	昭和38年8月 ファースト・ホストン・コーポレーション入社 昭和53年10月 モルガン・スタンレー入社 昭和62年3月 モルガン・スタンレー・ジャパン社長 平成4年1月 モルガン・スタンレー・アジアリミテッド 会長 平成13年2月 モルガン・スタンレー アドバイザリー・エレクター(現任) 平成13年8月 マニタ・ベンチャー パートナー(現任) 平成17年5月 シュアン・ベンチャー 会長(現任) 平成17年6月 当行取締役(現任)	普通株式 70,000株

(注) 1. 現に当行の取締役である候補者の当行における担当(委員会)については事業報告(21ページ)に記載しております。

2. 「所有する当行株式の数」欄に取締役候補者が実質的に所有する当行株式として記載されたもののほかに、当行現社長の八城政基より、同人は当行株主であるサタンIサブ(ケイマン)エクゼクティブ・リミテッド、サタン・ジャパンIIサブ・シーブイ、サタン・ジャパンIIIサブ・シーブイ及びサタンIVサブ・エルビー(以下総称して「サタン各社」といいます)を通じて、当行株式に対して間接的な経済的出資を行っているとの申告を受けております。なお、八城政基は、サタン各社に対し支配的な地位にあるものではありません。

3. 候補者と当行との特別の利害関係について

- (1) 当行はJ. クリストファー フラワース氏がシエラパートナーをつとめる投資組合を通じて実質的に支配しているNIBC Bank N.V. に対して融資コミットメントラインの設定を行っています。
- (2) 当行はJ. クリストファー フラワース氏がシエラパートナーをつとめる投資組合を通じて実質的に支配しているNIBC Bank Ltd. (NIBC Bank N.V. のシンガポール現地法人) に対して融資を行っています。

- (3) 当行はJ. クリストファー フラワーズ氏が代表をつとめるJ. C. フラワーズ社が設立、運営するJ. C. Flowers II L. P. およびJ. C. Flowers III L. P. に対して出資を行っています。
- (4) 平成20年1月、J. C. フラワーズ社により助言を受けた4つの投資ヴィークルが、公開買付けによって当行の普通株式358,456千株を取得し、さらに当行の資本基盤増強のため117,647千株の新規発行普通株式を引受けました。J. クリストファー フラワーズ氏は当行の取締役であり、J. C. フラワーズ社の創設者かつ経営陣でもあります。

その他の取締役候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

4. J. クリストファー フラワーズ、伊藤侑徳、可児 滋、榎原 稔、松本 大、長島安治、小川信明、高橋弘幸、ジョン S. ワズワース Jr. の各氏は社外取締役候補者であります。

5. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 社外取締役候補者の選任理由について

- ① J. クリストファー フラワーズ氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ② 伊藤侑徳氏につきましては、国際金融に関する見識と豊富な経験、銀行業務に関する知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ③ 可児 滋氏につきましては、リスク管理分野における見識と銀行業務に関する幅広い知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ④ 榎原 稔氏につきましては、経営者としての豊富な経験と企業経営に関する高い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑤ 松本 大氏につきましては、金融に関する豊富な知識、また経営者としての経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑥ 長島安治氏につきましては、弁護士として専門的な知識・経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑦ 小川信明氏につきましては、弁護士として専門的な知識・経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑧ 高橋弘幸氏につきましては、企業監査に関する高い見識と幅広い分野に亘る業務経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑨ ジョン S. ワズワース Jr.氏につきましては、銀行業務における幅広い知識・経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (2) 社外取締役候補者が最後に選任された在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行なわれた事実、並びに当該事実発生の予防のために当該候補者が行った事実行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について

該当事項はありません。

- (3) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

慎原 稔氏が社外取締役をつとめている三菱UFJ証券株式会社は、平成17年7月（当時三菱証券株式会社）に行った法人関係情報に基づいて自己の計算において有価証券の売買をする行為（旧証券取引法で定められていた証券会社の禁止行為）により、平成19年1月に金融庁から業務改善命令を受領しました。同氏は本件が発覚するまで当該事実を認識しておりませんが、日頃から法令遵守の重要性を強調し、不当な業務執行の防止に努めておりました。本件発覚後は、取締役会において経営陣が策定した業務改善策を監督し、必要な意見を述べております。また、同氏が三菱UFJ証券株式会社の社外取締役在任中の平成21年4月に、同社は、同社の元従業員が顧客情報を不正に取得し、第三者に売却した事実が判明したことを公表しました。同氏は、本件発覚前には当該事実を認識しておりませんでした。本件発覚後には、同氏は取締役会において再発防止等について必要な意見を述べました。

慎原 稔氏が社外取締役をつとめていた三菱電機株式会社は、同氏の社外取締役在任中に、同社は北海道内での下水処理施設電気設備工事の入札に関し独占禁止法に違反する行為があったとして、同氏が退任した後（平成18年6月退任）の平成20年10月に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は退任後、同事件が判明するまで当該事実を認識しておりませんが、日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起しておりました。

松本 大氏が代表取締役社長をつとめているマネックス証券株式会社は、平成17年11月より実施された証券取引等監視委員会による検査の結果、顧客の有価証券の売買等に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況であること、および証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況であることが法令違反の事実として認められ、これに伴い、平成18年6月に金融庁より業務改善命令を受領しました。尚、同社は平成18年7月に金融庁に対し本件に係る業務改善報告書を提出し、受理されております。また、マネックス証券株式会社は、平成20年11月より実施された証券取引等監視委員会による検査の結果、金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況であることが法令違反の事実として認められ、これに伴い、平成21年3月に金融庁より、業務停止命令（平成21年4月1日から同年6月30日までの間、システム整備を伴う新たな業務展開（金融庁が個別に認めたものを除く）の停止）および業務改善命令を受けました。なお、同社は、平成21年4月に金融庁に対し本件に係る業務改善報告書を提出し、受理されております。

- (4) 社外取締役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であっても、社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと当行が判断した理由について

長島安治、小川信明の両氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげていると共に、豊富な経験を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- (5) 社外取締役候補者のうち現に当行の社外取締役である者が社外取締役に就任してからの年数について
- ① J. クリストファー フラワース[※]氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって通算8年3ヶ月であります。
 - ② 伊藤侑徳氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって2年であります。
 - ③ 可児 滋、長島安治両氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって5年であります。
 - ④ 榎原 稔、小川信明両氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって9年3ヶ月であります。
 - ⑤ 松本 大氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって1年であります。
 - ⑥ 高橋弘幸氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって3年であります。
 - ⑦ ジョン S. ワズワース Jr. 氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって4年であります。
- (6) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要について

社外取締役候補者 J. クリストファー フラワース[※]、伊藤侑徳、可児 滋、榎原 稔、松本 大、長島安治、小川信明、高橋弘幸、ジョン S. ワズワース Jr. の各氏は当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。上記9名の再任が承認された場合、当行は9名各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用が可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成21年6月22日（月曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417（24時間受付）

<用紙の請求等、その他のご照会> ☎ 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 15 lines.

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

会場ご案内図

- 会 場 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 新生銀行 本店1階 新生ホール
- 最寄り駅
- ・ 地下鉄—東京メトロ 日比谷線 霞ヶ関駅 (C4出口より徒歩約1分)
 - 東京メトロ 丸ノ内線 霞ヶ関駅 (B2出口より徒歩約5分)
 - 東京メトロ 千代田線 霞ヶ関駅 (C4出口より徒歩約1分)
 - 東京メトロ 銀座線 虎ノ門駅 (9番出口より徒歩約6分)
 - 都 営 三 田 線 内幸町駅 (A7出口より徒歩約2分)
 - ・ J R 線—新橋駅 (日比谷口より徒歩約10分)

